

平成29年度
事業計画書

社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会

～目 次～

■基本方針	P1
■重点項目	P1～P2
■事業実施項目	
1 法人運営事業	P3～P4
2 地域福祉事業	P5～P8
3 在宅福祉サービス事業	P9～P10
4 社会福祉センターの運営	P10
5 その他	P10

平成 29 年度 社会福祉法人亀山市社会福祉協議会 事業計画書

■ 基本方針

近年わが国では、少子高齢化の進展や核家族化の進展、共働き世帯やひとり親世帯の増加などに加え、地域のつながりの希薄化や低所得・貧困層の拡大などさまざまな要因が絡み合い、地域住民が抱える福祉課題は複雑かつ多様化してきており、既存の社会保障や福祉施策による対応だけでは解決が困難になってきています。

これらの課題に対して、本会では、民生委員・児童委員や自治会、まちづくり協議会等関係団体と連携し支援する「福祉委員」・「福祉委員会」活動の推進を図るとともに、生活困窮者自立支援事業や生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用支援など様々な生活課題を抱える方々への相談窓口として、支援体制の充実に努めていきます。

また、在宅福祉サービス事業では、介護保険サービス事業所並びに障がい福祉サービス事業所の安定した事業経営を目指すとともに、きめ細かな質の高いサービス提供に努めていきます。

本年度も、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の基本理念である「ともに支え合い、いきいきと暮らすまち 亀山」の実現に向けて、地域住民、行政、福祉、医療、保健、教育等の多様な関係者と協働しながら、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

■ 重点項目

①経営組織及び財務規律の強化

社会福祉法の改正に伴い、役員及び評議員の定数等の見直しを行うとともに経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上を図ります。また、安定的な事業運営を目指して、的確な経営状況の把握、経営分析を行うなど財務規律の強化に努めます。

②第2次地域福祉活動計画の策定

亀山市の計画である地域福祉計画と連携し、次期計画を策定します。

それぞれの地域において、様々な生活課題が出てきている中、身近な地域での助け合い活動を活性化していくため、福祉委員会を中心に、地域でいつまでも安心して暮らせるよう地域全体で見守り、支え合う仕組みづくりを行います。

また、多様な支援ニーズに的確に対応するため、分野をまたがって包括的に支援できるよう相談窓口としての支援体制の充実に努めます。

③ボランティア活動の推進

地域福祉推進の担い手であるボランティアの活動を支援するとともに、人材の養成・研修、相談・支援、情報提供などを積極的に行い、ボランティアセンター機能の充実に努めます。

④サロン活動の推進

地域住民やボランティアが主体となって、コミュニティセンターや集会所など地域の身近な場所を活用し、集まって過ごす「憩いの場」を作る「サロン活動」をさらに推進します。

高齢者対象の「ふれあい・いきいきサロン」は介護保険制度改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）である一般介護予防事業の介護予防普及啓発事業に位置付けるとともに、従前から推進している「子育てサロン」、さらには地域住民誰もが参加できる「コミュニティサロン」の事業化を行います。

⑤福祉教育推進事業の拡充

小中学校及び高等学校における福祉教育について、車椅子の貸出、ボランティア紹介、助成事業などを行い、社会福祉への理解と関心を高めることを目的に実施します。また、本年度もモデル校を指定するとともに、保育園、幼稚園に対しても地域交流等をとおして福祉の心を育んでいけるよう助成事業の拡充を行います。

⑥成年後見制度の活用促進

成年後見制度とは、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、精神・知的障がい者）を保護し、または支援する制度です。地域包括支援センターの権利擁護業務を一部受託し、成年後見制度の利用支援、専門相談、制度の普及啓発事業を行い、高齢者や障がい者等の意思能力や生活状況に応じて、適切な支援を提供します。

⑦介護保険サービス・障害福祉サービスの充実

介護保険・障害福祉サービス事業所においては、現状は厳しい収支状況ではありますが、安定した事業経営を目指すとともに、利用者本位で信頼される質の高いサービスを提供します。

1 法人運営事業

1 法人運営

適切な組織運営を行うとともに、常に地域の生活課題や福祉課題に目を向け、これらのニーズに応えることができる組織や事業体制の見直しも計画的に進め、組織体制の強化を図ります。

- ①理事会及び評議員会
- ②監事会
- ③三役会（会長・副会長・常務理事）及び幹部会議
- ④役職員視察研修
- ⑤職員研修

2 基盤の強化

自治会の協力のもと、地域住民をはじめ、関係機関・団体、企業等に理解を求め、活動に必要な財源の確保に努めます。

- ①会員制度の啓発及び推進（社協会費）

3 社会福祉大会事業

社会福祉関係者が一堂に会し、今後ますますの努力を誓い合い、併せて社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰するため、亀山市と共催で亀山市社会福祉大会を開催します。

4 福祉移送サービス事業

〈市委託事業〉

花しょうぶ号（福祉車両）による歩行困難や寝たきり状態の方を対象にした通院の送迎や公共機関への手続き等のための移動支援を行います。

5 介護機器貸出事業

健康増進と家族の身体的、精神的な負担の軽減を図り、社会参加を促進することを目的として在宅の高齢者や障がい者などに対して車椅子及び歩行器の貸し出しを行います。

6 入れ歯リサイクル事業

「総合保健福祉センターあいあい」及び「健康づくり関センター」に入れ歯回収ボックスを設置し、不要になった入れ歯、アクセサリ等を回収、リサイクルしてその益金を財団法人日本ユニセフ協会に寄付することにより、世界中の恵まれない子ども達を支援します。

7 日本赤十字社三重県支部亀山市地区

①赤十字社員増強・社資募集運動の展開

毎年5月を「赤十字運動月間」として、自治会の協力のもと、地域住民に赤十字事業への参加、協力を求めています。

②災害救援物資等の支給

市内に発生した災害の罹災者に対し、救援物資等の支給を行います。

③赤十字講習会の開催

自治会、地区コミュニティ等の防災関係者を対象に炊き出し訓練などの講習会を開催します。

④救急法講習会への講師派遣並びに救護要員の派遣

自治会や学校関係者などが開催する救急法講習会や多人数の参加する行事に対し日本赤十字社三重県支部から講師並びに救護要員を派遣します。

8 福祉団体支援（事務局）

福祉活動団体の支援として下記の団体の事務局業務を担います。

①亀山市民生委員児童委員協議会連合会

②亀山市老人クラブ連合会

③亀山保護司会

④亀山更生保護女性会

⑤亀山市遺族会

2. 地域福祉事業

1 地域福祉活動計画の策定

地域住民や福祉関係者、行政等と協働して地域福祉活動の行動計画である、第2次地域福祉活動計画を策定します。策定にあたり、昨年度、全ての地区まちづくり協議会を対象に地区懇談会を開催、また福祉団体等にヒヤリングを行いました。本年度は「地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、行政計画である第2次地域福祉計画の策定と連動しながら地域の福祉課題やニーズに応じ、事業計画の立案を行っていきます。

2 小地域ネットワーク活動事業

①地区福祉委員会の設置促進及び活動支援（地区まちづくり協議会助成事業）

福祉のまちづくりを進めていく地域福祉の推進役として、福祉委員を委嘱します。また、地域特性に応じた福祉活動を展開することを目的に助成事業を行うとともに、地区福祉委員会が行う交流活動や訪問活動、研修会などについてコーディネートを行い、地区の福祉課題に対し地域住民と一緒に対応について協議していきます。

②新任福祉委員研修会の実施

新任の福祉委員を対象に、地域での見守り活動を実践する上での基本的な知識や技術についての研修を実施します。

③安心見守り訪問事業

地区福祉委員会を中心に地域内のひとり暮らし高齢者を対象に見守り訪問活動を行い、高齢者の孤立化の防止と福祉課題の早期発見を目指します。

3 ボランティアセンター事業

ボランティアの育成及び活動の支援、ニーズの把握等を行い、ボランティア活動の活性化を図ります。

①登録及び斡旋

- ・ボランティアセンター登録、保険加入
- ・ボランティアコーディネート（相談、調整、斡旋等）
- ・ボランティアセンター登録ネットワーク会議の開催

②養成及び研修

- ・ボランティア講座及び養成の実施
- ・災害ボランティアセンター事業
市総合防災訓練参加
- ・災害ボランティア支援センター事業
ボランティアの募集、義援金・活動支援金の募集
ボランティア保険の加入手続き
被災者の受け入れ支援 等

③活動助成

- ・福祉ボランティア基金助成金配分事業
- ・あいあい祭り実行委員会

4 福祉教育推進事業

①福祉教育推進助成事業

小中学校及び高等学校における福祉教育について、車椅子の貸出、ボランティア紹介、助成事業などを行い、社会福祉への理解と関心を高めることを目的に実施します。また、本年度もモデル校を指定するとともに、保育園、幼稚園に対しても地域交流等をとおして福祉の心を育ていけるよう助成事業の拡充を行います。

②中学生福祉体験教室

市内の社会福祉施設において、高齢者や障がい者の方々とふれあい・交流を通じて、福祉に対する理解を深めることを目的に開催します。

③福祉ボランティア基金啓発造成（街頭募金）

市内高等学校の協力のもと街頭での募金活動を実施します。

5 サロン活動推進事業

地域住民やボランティアが主体となって、コミュニティセンターや集会所など地域の身近な場所を活用し、集まって過ごす「憩いの場」を作る「サロン活動」に対し、助成事業や交流会を開催し支援を行います。

- ①ふれあい・いきいきサロン（介護予防普及啓発事業）
- ②子育てサロン（子育て中の親子を対象）
- ③コミュニティサロン（地域住民誰もが参加できるサロン）

6 広報啓発事業

①「社協だより」の発行

社会福祉協議会の事業を始め地区福祉委員会、ボランティアなどの活動を紹介するため年4回、市内全世帯に配布します。

②ホームページ・フェイスブックの運営

インターネットを利用して最新の情報や各種募集（助成金など）、社会福祉協議会の概要や活動内容について情報の発信を行います。

7 総合相談事業

①心配ごと相談

日常生活上のあらゆる心配ごとに対し、民生委員児童委員及び学識経験者による相談を行います。また、多様な相談に対応するため、相談員研修を実施します。

②元公証人（弁護士）による法律相談

相続、遺言、賃貸借、離婚等の法律に関することに対し、公証人経験者による適切な助言、指導を行うことを目的に実施します。

8 日常生活自立支援事業

＜県社協委託事業＞

亀山日常生活自立支援センターにおいて、高齢や障がいにより、判断能力に不安のある方に対し、関係機関と連携を取りながら、福祉サービス利用援助や日常の金銭管理等の支援を行い、相談機能と生活支援機能の充実を図ります。

9 成年後見制度の活用促進

＜市委託事業＞

成年後見制度とは、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、精神・知的障がい者）を保護し、または支援する制度です。地域包括支援センターの権利擁護業務を一部受託し、成年後見制度の利用支援、専門相談、制度の普及啓発事業を行い、高齢者や障がい者等の意思能力や生活状況に応じて、適切な支援を提供します。

10 生活困窮者自立支援事業

＜市委託事業＞

① 自立相談支援事業

生活に困っている方が生活保護に陥ることのなく、早い段階で自立した生活に戻れるように、専門性を有する支援員（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員）が相談に応じ、自立支援計画の作成等さまざまな問題に対応した支援へとつなげます。

②家計相談支援事業

失業や債務問題などを抱え家計に問題のある人に、家計の再建に向け専門員（家計相談員）が支援計画を作成し、必要に応じた支援につないでいきます。

11 貸付相談及び貸付事業

生活困窮者や高齢者、障がい者に対し、貸付相談員による相談援助及び生活福祉資金（県社協委託事業）や福祉金庫の貸付を行い、生活困窮者自立支援事業と連携し、地域で自立生活を営むことができるよう支援します。

12 緊急食糧等提供事業

市内在住の低所得者等が、緊急的かつ一時的に生活の維持が困難となった場合に食糧等の生活に必要な現物等を提供し、世帯の自立を促し社会の一員として円滑な社会生活が送れるよう支援します。また、風水害等の災害時に「あいあい」に一時避難された方に対しても提供します。

また、三重県社会福祉協議会が実施する生活困窮者支援緊急食糧提供事業及び緊急時物品等支援事業も活用しながら支援を行います。

1 3 あんしん賃貸支援事業

高齢者、障がい者世帯等の入居を受け入れられる民間賃貸住宅に関する情報などを提供するとともに、様々な住宅支援サービスの提供を促すことにより、高齢者等の住居の安定確保と安心できる賃貸借関係の構築を目的とし、住居に関する各種サポートの提供を行います。

1 4 各種福祉事業

(1) 高齢者支援

①老人福祉フェスティバル事業等への助成

老人福祉フェスティバル事業や亀老連市長杯囲碁大会、亀山市老人クラブ連合会が発行している広報誌等に対して助成しています。

(2) 障がい児者支援

①障がい児社会見学

障がいのある児童（18歳以下）を対象に、社会見学を通じて見聞を広め相互の親睦と交流を深めることを目的に実施します。

②障がい者団体への助成

身体障害者スポーツ大会等への助成（市補助金）
亀山市障害者福祉協会等への活動助成

(3) 子育て支援

①子育て支援団体への助成

亀山市母子寡婦福祉会等への活動助成

②低所得者等への支援

生活保護世帯入学祝金、修学旅行費補助

(4) 歳末たすけあい事業

生活保護世帯、特別障害者手当受給者、準援護家庭等に対し、歳末たすけあい募金配分金を配布します。

1 5 共同募金会事業

①三重県共同募金会亀山市共同募金委員会の事務局

②赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金運動

3. 在宅福祉サービス事業

利用者の立場に立った質の高いサービスを提供していきます。研修会への積極的な参加や法令順守の徹底、リスク管理の強化にも取り組んでいきます。

1 介護保険サービス事業

①訪問介護事業所

要介護・要支援と認定された方に入浴、排泄、調理、洗濯など生活全般にわたる支援を行います。

- ・訪問介護 (身体介護・生活援助等)
- ・介護予防訪問介護 (身体介護・生活援助等)
- ・介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)
(身体介護・生活援助等)

②居宅介護支援事業所

要介護・要支援と認定された利用者や家族等の意見をふまえたケアプランを作成し、居宅サービス計画に基づき在宅サービス事業者との連絡調整などを行います。

- ・介護に関する相談
- ・居宅介護支援 (ケアプランの作成等)
- ・居宅介護予防支援 (市委託事業)
- ・認定調査 (広域連合委託事業)

2 障害福祉サービス事業

①居宅介護事業所

障害福祉サービス受給者証の交付を受けた方に入浴、排泄、調理、洗濯など生活全般にわたる支援を行います。

- ・居宅介護 (身体介護・生活援助等)
- ・地域生活支援事業 (外出のための移動支援) (市委託事業)

②同行援護事業所

障害福祉サービス受給者証の交付を受けた視覚障がい者に外出するための移動支援を行います。

③障害福祉サービス多機能型事業所「つくしの家」

障害福祉サービス受給者証の交付を受けた方に個別支援計画に基づき支援を行います。

本年度は、福祉サービスの充実を図るため、送迎サービスの実施に向けた検討を行います。

- ・生活介護事業「つくしの家」「なかまの部屋」

(排泄や食事の介護や創作的活動等の機会の提供)

介護等の支援や行事、民生委員等の交流活動、簡単な生産活動の機会を提供します。

- ・就労継続支援 B 型事業（生産活動の機会の提供等）

受注作業、草刈り作業等の生産活動、行事や交流活動等の提供を通して知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

④特定相談支援事業所

障害福祉サービスを申請した障がい者（児）に相談やサービス利用計画案の作成を行います。

⑤障害児相談支援事業所

障害者通所支援を申請した障がい児に相談や障害児支援利用計画案の作成を行います。

4. 社会福祉センターの運営

1 社会福祉センターの管理

福祉関係団体など多くの市民に会議・交流の場として提供しています。

施設利用者の利便性、安全性に配慮するとともに、今後も多くの市民に利用していただけるよう、計画的な管理・運営を行います。

5. その他

1 関係機関への協力、参加

行政等が設置する各種委員会、会議などに積極的に協力し、参加します。

2 実習生の受け入れ

福祉の人材を育成することは、法人の社会的責務であることから、積極的に社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー等の実習生を受け入れていきます。

また、職員には実習指導者研修を受講させ、学校側と連携をしながら充実した、効果的な研修プログラムの整備を行います。